

[事案 29-1] 慰謝料等請求

・平成 29 年 11 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から聴力障害について告知しないでよいと言われたこと等を理由に、他社の保険との保険料差額および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 2 月に契約した終身保険について、以下の理由により、他社の保険との保険料差額および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 本契約の申込み時に、募集人から、聴力障害であることについて告知しなくてもよいと言われたため、告知しなかった。
- (2) 平成 16 年に本契約を転換しようとした際にも、募集人から聴力障害について告知しなくてもよいと言われたが、それに逆らって告知した結果、転換は成立せず、そのうえ本契約の特約を切られた。そのため募集人から、他社の募集人を紹介され、やむなく同社の保険に加入することとしたが、従来よりも保険料が増加した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約の加入時に、聴力障害について告知しているから、申立人の主張は事実
に反する。当然、募集人が告知しないでよいと言ったという事実はない。
- (2) 当社が本契約の特約を切ったという事実はなく、実際は申立人から解約を行った。また、
解約は他社の保険に加入した後になされているから、他社との保障の重複を避けるために
申立人自身の意思で解約したものと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時および転換申込み時の状況を把握するため、申立人、その配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張には事実誤認があり、各請求を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。